

株式会社トラストファーマシー

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画の趣旨： 女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。なお、女性活躍推進法は改正され、令和4年4月1日以降、常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の事業主についても、行動計画の策定と情報公表が義務づけられました。

女性社員がより活躍できる環境を整える為、次のように女性の活躍推進に関する行動計画を策定・実施するものとする。

2. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日

3. 当社の課題

課題1： より女性が活躍できる環境を整える為、管理職に占める女性割合の増加促進が必要

4. 目標

- ・ 管理職に占める女性の割合を30%以上とする。

5. 取組内容と実施時期

取組1： 働き方に関するマネジメント研修を実施し、女性管理職への意欲を高め、管理職登用を積極的に行う。

- 令和 4年 4月～ 女性管理職のロールモデルを社内に周知し、定期面談時にキャリアプランと意思確認を行う。
- 令和 5年 4月～ 男女ともに管理職前の職責の従業員に対し、働き方とマネジメント・ハラスメント防止等の研修を行う。
- 令和 6年 4月～ 女性管理職の割合30%以上を実現し、会社HP等で女性活躍推進に関するアピールを求職者・外部に対し行い、社内にも周知する。